

# 2022年度 中野区産業経済融資のご案内

## 中小企業の円滑な資金調達を支援します。

中野区産業経済融資は、中野区内の中小企業が金融機関からの資金を借入れる際に、区のおつ旋を受けることで低利な融資の利用や金利の一部補助（利子補給）が受けられる制度です。

※融資の可否は、金融機関の審査により決定します。審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。

### 融資おつ旋申込み・お問合せ先

#### 中野区産業振興センター 2階 融資受付窓口

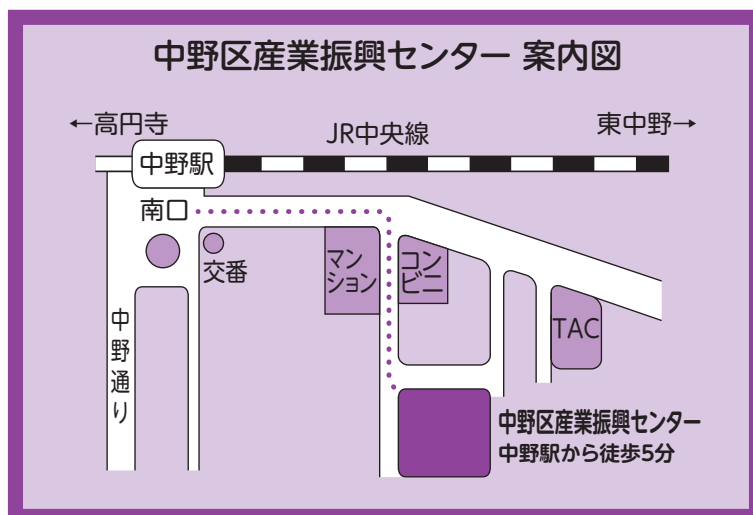
電話 3380-6947（直通）

住所 〒164-0001 中野区中野 2-13-14

受付時間 平日 9時～16時30分  
（12時～13時は除く。）

※中野区産業振興センターでは、融資おつ旋、セーフティネット保証や経営相談等の申込みを受けています。

※中野区産業振興センターは、経営支援及び就労支援等を通じた区内産業の振興や勤労者の福祉の増進を図ることを目的とした施設です。



中野区役所  
ホームページ  
(中野区産業経済  
融資のご案内)  
はこちらから



# 1. 中野区産業経済融資の種類とあっ旋内容

◇元金均等返済・証書貸付（⑤～⑧は手形貸付・手形割引も可）  
 ◇取扱金融機関契約利率 1.9%（⑨～⑪は、1.8%）

資金の種類		貸付限度額	本人負担率	利子補給率	償還期間 (うち据置期間)	保証料 都補助	優遇 措置
一般融資	① 事業資金	5,000万円	1.3%以内	0.6%	7年以内 (6か月以内)	○	○
	② ICT・コンテンツ 事業者支援資金	3,000万円	0.4%以内	1.5%			
③ ライフサポート 事業支援資金							
④ 事業活性化支援資金							
一般融資	⑤ 小規模企業 特例資金 (中野小□)	2,000万円	0.8%以内	1.1%	7年以内 (1年以内) ※手形貸付は1年 以内 ※手形割引は6か 月以内	○	○
特別融資	⑥ ICT・コンテンツ 事業者支援資金 (小□)		0.4%以内	1.5%			
	⑦ ライフサポート 事業支援資金 (小□)		【小□零細企業保証制度対応融資】				
	⑧ 事業活性化 支援資金 (小□)						
創業融資	⑨ 創業支援資金	2,000万円	0.2%以内	1.6%	7年以内 (1年以内)	○	○
その他の融資	⑩ 災害特別資金	1,000万円	0.2%以内	1.6%	7年以内 (1年以内)	○	×
	⑪ 経営安定支援資金						

○ … 要件を満たした場合に該当、× … なし  
 ※①・⑤・⑨の資金については、借換を含める場合は据置期間なし

## 優遇措置について

左のページの資金（⑩・⑪を除く。）を利用するにあたって、次のいずれかに該当する場合、以下のとおり本人負担率を優遇します。

### (1) ビジネスプランコンテスト入賞者優遇

◆区主催または共催のビジネスプランコンテスト入賞者が入賞したプランを実施することを資金使途としてあつ旋の申込みをする場合

（当該入賞した日の属する年度及びこれに続く2年度の間にあつ旋の申込みをする場合に限る）

	資金の種類	本人負担率	利子補給率
②	ICT・コンテンツ事業者支援資金	0.0%	1.9%
③	ライフサポート事業支援資金		
⑥	ICT・コンテンツ事業者支援資金（小口）		
⑦	ライフサポート事業支援資金（小口）		
⑨	創業支援資金		1.8%

### (2) 区内商店街出店者優遇

◆別紙「中野区商店街一覧」に記載する商店街に出店及び加入している事業者

	資金の種類	本人負担率	利子補給率
①	事業資金	0.8%	1.1%
②	ICT・コンテンツ事業者支援資金	0.0%	1.9%
③	ライフサポート事業支援資金		
④	事業活性化支援資金		
⑤	小規模企業特例資金（中野小口）		
⑥	ICT・コンテンツ事業者支援資金（小口）	0.0%	1.9%
⑦	ライフサポート事業支援資金（小口）		
⑧	事業活性化支援資金（小口）		
⑨	創業支援資金		

## 2. 信用保証協会について

「信用保証協会法」に基づく公的機関として、事業経営に取り組んでいる中小企業者が金融機関から融資を受けるとき、保証人となって借入を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する機関です。

※左のページ①～④、⑩の資金の利用にあたっては、信用保証協会の保証（有料）が必要になる場合があります。

※左のページ⑤～⑨、⑪の資金の利用にあたっては、信用保証協会の保証（有料）が必須です。

### ◆東京信用保証協会 新宿支店（担当地域／中野・新宿・杉並）

※担当地域制になっていますので、法人の方は登記上の本店所在地、個人事業者の方は住民登録地を担当する支店での取扱いとなります。

◆所在地：〒160-0023 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3階

◆電話：3344-2251

### 3. ご利用できる方

以下の要件を満たしている方（創業支援資金の利用要件は7ページを参照。）

- ① 中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者（または、中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号のいずれかに該当する小規模企業者）で、次のいずれかに該当すること。
  - ア 法人の場合：主たる事業所または本店の所在地が区内にあること。
  - イ 個人事業者の場合：主たる事業所または住民登録が区内にあること。

※**「主たる事業所」**とは、**営業の本拠地として本店機能を持った店舗等のことを言います。**
- ② 1年以上事業を営んでいること。  
※区内に主たる事業所があることを要件とする場合は、1年以上区内で事業を営んでいること。
- ③ 次の税について、納付すべき分をあっ旋の申込みをする日までに完納していること。
  - ア 法人の場合：法人住民税
  - イ 個人事業者の場合：特別区民税及び都民税
- ④ 資金の使途が適正で、かつ、資金及びその資金に係る利子について十分な償還能力があること。
- ⑤ 1期以上の所得税または法人税の確定申告を行っていること。  
※収益事業を営んでいないNPO法人の利用である場合を除く。
- ⑥ 許認可または届出等を必要とする業種を営む場合は、その許認可を受け、または届出等をしていること。
- ⑦ 東京信用保証協会の保証対象業種に該当すること。
- ⑧ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

業 種	【中小企業】		【小規模企業】
	資 本 金	従 業 員	従 業 員
製 造 業・ 建 設 業 等	3 億 円 以 下	3 0 0 人 以 下	2 0 人 以 下
卸 売 業	1 億 円 以 下	1 0 0 人 以 下	5 人 以 下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	1 0 0 人 以 下	
小 売 業	5,000万円以下	5 0 人 以 下	

### 4. 利子補給について

- ◆ 区による金利の補助（利子補給）は年4回、金融機関に対して行います。
- ◆ 区は、融資実行当初の返済計画表に基づき利子補給を行います。**返済の延滞や返済条件の変更があった場合でも、当初計算された利子補給額を超える利子補給はいたしません。**  
ただし、一部内入れを行った場合は、一部内入れ後の返済計画表に基づき利子補給を行います。

#### ご注意

**次のいずれかに該当する場合は、必ず、速やかに金融機関に届出をしてください。**

- ◆ 事業を廃止した。
- ◆ 法人の場合、主たる事業所または本店の所在地を移した。
- ◆ 個人事業者の場合、主たる事業所または住民登録を移した。
- ◆ 法人成りまたは個人成りを行った。 ◆ 商号または屋号を変更した。 ◆ 法人の代表者を変更した。

※**金融機関への届出の遅れにより、利子補給金に過払いが生じた場合には、金融機関を通じて遡って返還していただきます。**

## 利子補給の終了事由

次のいずれかに該当する場合は、その事実発生日をもって利子補給を終了します。

- ◆当初の完済予定日に達した。
- ◆繰上げ完済をした。
- ◆代位弁済となった。
- ◆事業を廃止した。
- ◆法人の場合、主たる事業所と本店の所在地の両方が区内に所在しなくなった。
- ◆個人事業者の場合、主たる事業所と住民登録の両方が区内に所在しなくなった。
- ◆商店街出店者優遇を利用している場合、融資のあっ旋を受けた際に出店及び加入していた商店街に属さなくなった。  
※ただし、借受者が、引き続き、他の商店街に出店及び加入した場合を除く。

## 5. 申込時の注意点及び資金使途について

申込にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ◆資金使途は明確かつ適正であること。  
※資金使途は、設備・運転・設備運転併用・借換（一部の資金に限る。）のいずれかです。  
※**資金使途が以下のいずれかに該当する場合は、「中野区産業経済融資」のあっ旋申込みはできません。**
  - ア 生活資金
  - イ 住宅資金
  - ウ 投機資金
  - エ 既往債務の返済  
※中野区産業経済融資における「借換」を資金使途とする場合を除く。
  - オ 納税資金
  - カ 資本金の充当
  - キ 支払済みの設備資金
- ◆**中野区産業経済融資全体のお申込限度額は、借入残額（審査中も含めて）の合計が5,000万円までです。**
- ◆申込金額、あっ旋金額、実行金額は万円単位（万円未満切捨て）です。
- ◆複数の資金を同時に申し込むことはできません。
- ◆貸付実行前の資金がある場合は申し込むことはできません。
- ◆初回償還日前に同一資金を追加で申し込むことはできません。

## 資金使途

(1) 運転資金：事業を行うために経常的に必要とする資金です。

(例) ◆商品・原材料の仕入れ  
◆買掛金・支払手形の決済  
◆外注費 ◆人件費 など

(2) 設備資金：固定資産に含まれるものを対象とします。

(例) ◆店舗・事務所等の新・増改築  
(※申請者本人の居住部分は除きます。)  
◆機械・備品等の購入（概ね単価10万円以上）  
◆車両の購入 など

(3) 借 換：次の要件を満たす場合、新たに借入れる資金に、現在返済している中野区産業経済融資の資金を借換として含めることができます。

- (要件) ◆同一金融機関・同一支店の資金であること。  
◆元金の返済を6か月以上継続していること。

※各資金においては、下表中○の記載がある資金にて借換ができます。

【借換元】	【借換先】	事業資金	小規模企業特例資金	創業支援資金
事業資金 ICT・コンテンツ事業者支援資金 ライフサポート事業支援資金 事業活性化支援資金 災害特別資金、経営安定支援資金		○	-	-
小規模企業特例資金（中野小口） ICT・コンテンツ事業者支援資金（小口） ライフサポート事業支援資金（小口） 事業活性化支援資金（小口）		○	○	-
創業支援資金		○	-	○

## 6. 各資金の利用要件

### ①事業資金

資金使 途：設備・運転・設備運転併用・(借換)

### ② ICT・コンテンツ事業者支援資金

対 象 者：主たる事業内容が、次に挙げる ICT・コンテンツ関連業の事業者

371 固定電話通信業 372 移動電気通信業 373 電気通信に付帯するサービス業  
382 民間放送業 383 有線放送業 391 ソフトウェア業  
3921 情報処理サービス業 3922 情報提供サービス業  
401 インターネット付随サービス業 411 映像情報制作・配給業  
412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業  
4169 その他の映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業 726 デザイン業  
727 著述・芸術家業 731 広告業 746 写真業 801 映画館  
802 興行所（別掲を除く）、興行団

資金使 途：設備・運転・設備運転併用

### ③ライフサポート事業支援資金

対 象 者：事業内容が、次に挙げるライフサポート関連事業の事業者、またはこれからライフサポート関連事業を始める（創業する場合を除く。）事業者

- ①健康・医療・福祉・介護事業 ②子育てや教育を支援する事業  
③創業や就労を支援する事業

※上記①～③に該当しない事業であっても、事業の内容によっては資金を利用できる場合があります。

資金使 途：設備・運転・設備運転併用（ライフサポート関連事業の実施のための資金に限る。）



## ④ 事業活性化支援資金

対 象 者：事業の活性化を目的とし、次のいずれかの内容に取り組む事業者

### (1) 事業承継

※事業承継とは、被承継者の事業資産及び経営権を承継者へ譲渡することをいいます。

① 5年以内に事業承継を行う具体的計画を策定し、その実行に取り組む

② 事業承継をした日から5年未満で、事業承継後の経営を安定化させるための具体的計画を策定し、その実行に取り組む

### (2) 事業転換

※事業転換とは、現在営む事業の廃止または縮小をし、新たな事業（日本標準産業分類に定める細分類に掲げる産業のうち、現在営む事業と異なる事業のこと）に取り組むことをいいます。

① 1年以内に事業転換を行う具体的計画を策定し、その実行に取り組む

② 事業転換をした日から1年未満で、事業転換後の経営を安定化させるための具体的計画を策定し、その実行に取り組む

**※取り組む新たな事業の売上高が2年以内に全売上高の概ね3分の1以上となる収支計画を含んだ計画を策定する必要があります。**

### (3) 事業多角化

※事業多角化とは、現在営む事業を継続し、新たな事業に取り組むことをいいます。

① 1年以内に事業多角化を行う具体的計画を策定し、その実行に取り組む

② 事業多角化をした日から1年未満で、事業多角化後の経営を安定化させるための具体的計画を策定し、その実行に取り組む

**※取り組む新たな事業の売上高が2年以内に全売上高の概ね1割以上となる収支計画を含んだ計画を策定する必要があります。**

資 金 使 途：設備・運転・設備運転併用

## ⑤ 小規模企業特例資金（中野小口）

対 象 者：中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号のいずれかに該当する小規模事業者

**※この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であることが必要です。**

返 済 方 法：証書貸付、手形貸付（分割または一括）または手形割引（一括のみ）

※上記のいずれについても、極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）を除く。

資 金 使 途：設備・運転・設備運転併用・（借換）

## ⑥ ICT・コンテンツ事業者支援資金（小口）

対 象 者：ICT・コンテンツ事業者支援資金の対象者及び小規模企業特例資金（中野小口）の対象者

資 金 使 途：設備・運転・設備運転併用

## ⑦ ライフサポート事業支援資金（小口）

対 象 者：ライフサポート事業支援資金の対象者及び小規模企業特例資金（中野小口）の対象者

資 金 使 途：設備・運転・設備運転併用

## ⑧事業活性化支援資金（小口）

対象者：事業活性化支援資金の対象者及び小規模企業特例資金（中野小口）の対象者

資金使 途：設備・運転・設備運転併用

## ⑨創業支援資金

対象者：以下の要件を満たしている方

### (1) 共通

- ① 次の税について、納付すべき分をあっ旋の申込みをする日までに完納していること。
  - ア 法人の場合：法人都民税
  - イ 個人事業者の場合：特別区民税及び都民税
- ② ア 法人の場合：主たる事業所及び本店の所在地が区内にあること。
  - イ 個人事業者の場合：主たる事業所が区内にあること。
- ③ 1期以上の所得税または法人税の確定申告を行っていること。  
※事業を創業して1年未満の者の利用である場合を除く。
- ④ 許認可または届出等を必要とする業種を営む場合は、その許認可を受け、または届出等をしていること。
- ⑤ 東京信用保証協会の保証対象業種に該当すること。

### (2) これから創業

- ① 事業を営んでいない個人で、これから区内で創業すること。
- ② 創業に必要なとする総経費の1/3相当の額を自己資金で調達できること。

### (3) 創業3年未満

- ① 事業を営んでいない個人が個人事業者または法人として創業し、創業した日から3年未満であること。
- ② 売上が発生していること。

※以下のいずれかに該当する場合は、「創業支援資金」は利用できません。

- ◆ 既に個人事業者の方が新たに法人を設立する場合
- ◆ 法人の代表者が新たに個人事業を始める場合
- ◆ 法人の代表者が別の法人を設立する（分社化を含む。）場合

※「分社化」とは、中小企業者である会社（会社法第2条第1号に該当するもの）が、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立することをいいます。

資金使 途：設備・運転・設備運転併用・（借換）

## ⑩災害特別資金

対象者：自然災害（地震を除く。）や火災により区内の事業所が損失を受けた事業者

資金使 途：設備・運転・設備運転併用

## ⑪経営安定支援資金

対象者：セーフティネット保証（1号～8号）に係る区市町村長の認定を受けている事業者

資金使 途：設備・運転・設備運転併用



## 7. 中野区の利子補給と東京都の信用保証料補助の併用

- ◆中野区産業経済融資のあっ旋を受けた方で、次に挙げる東京都中小企業制度融資の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。
- ◆中野区の利子補給と東京都の信用保証料補助を併用する場合は、**都制度融資として信用保証協会へ保証申込み**をしていただく必要があります。

中野区産業経済融資 (区制度融資)	東京都中小企業制度融資 (都制度融資：略称)	保証料補助率
事業資金	設備融資（設備立地）	2 / 3
ICT・コンテンツ事業者支援資金		
ライフサポート事業支援資金		
事業活性化支援資金 ※「事業承継」に限る。	事業承継融資（承継一般）	1 / 2
小規模企業特例資金（中野小口）	小規模事業融資（小口）	
ICT・コンテンツ事業者支援資金（小口）		
ライフサポート事業支援資金（小口）		
事業活性化支援資金（小口）		
創業支援資金	創業融資（創業）	
災害特別資金	経営安定融資（経営一般）	
経営安定支援資金	経営安定融資（経営セーフ）	

- ◆区の利子補給と都の信用保証料補助を併用するためには、区制度融資のそれぞれの資金について、以下の要件を満たす必要があります。

### (1) 事業資金、ICT・コンテンツ事業者支援資金、ライフサポート事業支援資金

①次のいずれかの要件を満たす場合

- ア 資金使途が「設備資金」のみ
- イ 資金使途が「運転資金（設備資金に付随するもの）」のみ
- ウ 資金使途が「設備資金」と「運転資金（設備資金に付随するもの）」の併用

※**事業の実施に必要な設備の導入、増強、改良、補修等を行うもの、または建物の改修、建替等を行うものに限ります。**

②返済期間が**5年超7年以内**であること

※返済期間が5年以内の場合は、都制度融資「設備融資（設備立地）」に定める金利以下で貸付を受ける場合に限ります。

### (2) 事業活性化支援資金

①取り組む内容が「事業承継」であること

②返済期間が**5年超7年以内**であること

※返済期間が5年以内の場合は、都制度融資「事業承継融資（承継一般）」に定める金利以下で貸付を受ける場合に限ります。

### (3) 創業支援資金

返済期間が**5年超7年以内**であること

※返済期間が5年以内の場合は、都制度融資「創業融資（創業）」に定める金利以下で貸付を受ける場合に限りです。

### (4) 災害特別資金

①**小規模事業者**であること

②責任共有制度の対象である場合は、返済期間が**3年超7年以内**であること

③責任共有制度の対象外である場合は、返済期間が**5年超7年以内**であること

※返済期間が3年以内の場合（責任共有制度対象）または返済期間が5年以内の場合（責任共有制度対象外）は、都制度融資「経営安定融資（経営一般）」に定める金利以下で貸付を受ける場合に限りです。

### (5) 経営安定支援資金

①**小規模事業者**であること

②責任共有制度の対象である場合は、返済期間が**3年超7年以内**であること

③責任共有制度の対象外である場合は、返済期間が**5年超7年以内**であること

※返済期間が3年以内の場合（責任共有制度対象）または返済期間が5年以内の場合（責任共有制度対象外）は、都制度融資「経営安定融資（経営セーフ）」に定める金利以下で貸付を受ける場合に限りです。

## 8. 手続のながれ

- ◆「一般融資」及び「その他の融資」のあっ旋申込みにあたっては、原則、**取扱金融機関の代理による郵送申請**とします。
- ◆「特別融資」の各資金及び「創業支援資金」の融資あっ旋の申込手続きにおいては、**あっ旋申込み（受付を含む。）や「融資相談」・「事業活性化相談」・「創業相談」を金融機関等の代理により行うことはできません。**
- ◆取扱金融機関の代理により申込む場合は、**委任状及び本人確認書類**が必要です。

### 「一般融資」及び「その他の融資」手続のながれ

- ◆「一般融資（①事業資金、⑤小規模企業特例資金（中野小口）」及び「その他の融資（⑩災害特別資金、⑪経営安定支援資金）」のあっ旋申込みのながれです。

#### 1 融資申込み

##### ◆取扱金融機関へ

中野区産業経済融資を利用したい旨を伝え、融資申込みを行ってください。



#### 2 あっ旋申込み

##### ◆中野区産業振興センター2階融資受付窓口へ郵送申請

申込書類を揃えていただき、取扱金融機関の担当者にお渡しください。  
あっ旋申込みは、取扱金融機関の代理により行います。



#### 3 あっ旋状発行

##### ◆取扱金融機関へ郵送交付

「あっ旋状」は、区から代理によるあっ旋申込みのあった取扱金融機関へ郵送します。



#### 4 融資実行

## 「特別融資」 手続のながれ

◆特別融資の「②ICT・コンテンツ事業者支援資金（⑥小口含む。）」と「③ライフサポート事業支援資金（⑦小口含む。）」のあつ旋申込みのながれです。

- 1 受 付 ◆中野区産業振興センター 2階融資受付窓口へ  
受付の後、申込に必要な書類をお渡しし、手続きのながれ等をご案内します。  
↓
- 2 相談日の予約 ◆中野区産業振興センター 2階融資受付窓口（電話：3380-6947）  
申込書類が揃いましたら、必ず事前に相談日の予約を行ってください。  
↓
- 3 融 資 相 談 ◆中野区産業振興センター 2階（相談室）へ  
申込書類一式をご持参のうえ、代表者ご自身が融資相談をお受けください。  
商工相談員が経営状況等をおたずねし、審査いたします。  
↓
- 4 あつ旋申込み ◆中野区産業振興センター 2階融資受付窓口  
申込書類を審査して、取扱金融機関あての「あつ旋状」をお渡します。  
↓
- 5 あつ旋状提出 ◆取扱金融機関へ  
※「あつ旋状」の有効期間は3か月です。  
↓
- 6 融 資 実 行

## 「事業活性化支援資金」 手続のながれ

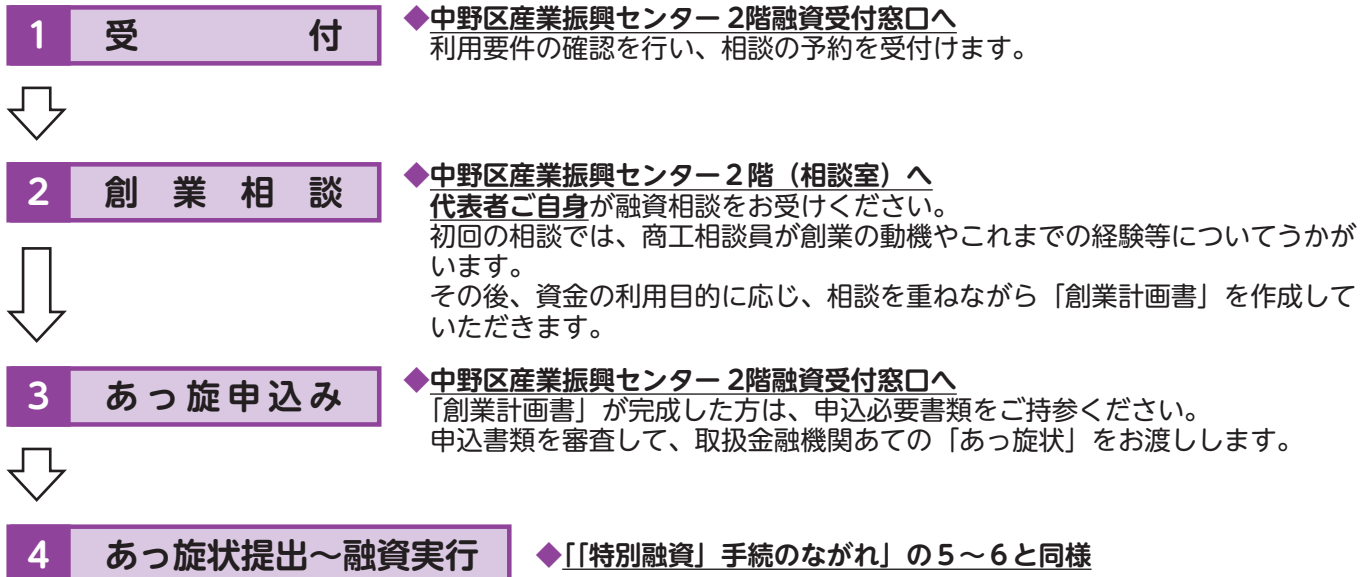
◆特別融資の「④事業活性化支援資金（⑧小口含む。）」のあつ旋申込みのながれです。  
※申込みにあたり、商工相談員との面談を重ねながら「事業活性化計画書」を作成していただきます。

- 1 受 付 ◆中野区産業振興センター 2階融資受付窓口へ  
利用要件の確認を行い、相談の予約を受付けます。  
↓
- 2 事業活性化相談 ◆中野区産業振興センター 2階（相談室）へ  
代表者ご自身が融資相談をお受けください。  
初回の相談では、商工相談員が現在の事業の概要や今後の事業展開についてうかがいます。  
その後、資金の利用目的に応じ、相談を重ねながら「事業活性化計画書」を作成していただきます。  
↓
- 3 あつ旋申込み ◆中野区産業振興センター 2階融資受付窓口へ  
「事業活性化計画書」が完成した方は、申込必要書類をご持参ください。  
申込書類を審査して、取扱金融機関あての「あつ旋状」をお渡します。  
↓
- 4 あつ旋状提出～融資実行 ◆「特別融資」手続のながれ」の5～6と同様

## 「創業支援資金」 手続のながれ

◆「⑨創業支援資金」のあっ旋申込みのながれです。

※申込みにあたり、商工相談員との面談を重ねながら「創業計画書」を作成していただきます。



## 9. 申込書類

### ご注意

- ①納税証明書について、区が指定する税目や年度分の確認できる証明書が発行されない方は、ご相談ください。
- ②右のページに示す申込書類の他に、必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。  
特に、「主たる事業所」のみが区内にあることをもって融資あっ旋申込みを行う場合にあっては、「主たる事業所」が1年以上区内にあることがわかる書類を別途ご提出いただく必要があります。  
(例) 法人設置・設立届出書の写し、異動届出書の写し ※「主たる事業所」所在地の記載があるもの

### 【納期対応表】

普通徴収の方		特別徴収の方	
申込月	必要な証明内容	申込月	必要な証明内容
4月～7月	令和3年度全期分	4月～8月	令和3年度の 申込月の前月の納期限分まで
8月～9月	令和4年度1期分		
10月～11月	令和4年度1～2期分	9月～3月	令和4年度の 申込月の前月の納期限分まで
12月～2月	令和4年度1～3期分		
3月	令和4年度全期分		

共通	
(1)	◆中野区産業経済融資資金あつ旋申込書（所定用紙）
(2)	◆見積書のコピー ※設備資金申込みの場合 ※「特別融資」、「創業支援資金」及び「災害特別資金」を利用する場合は、設置先や施工先（区内に限る。）の記載があるもの
(3)	法人 ◆直近の法人都民税納税証明書（事業年度終了日から3か月以上経過した最新年度分）
	個人 区内在住 ◆特別区民税及び都民税納税証明書
	個人 区外在住 ◆特別区民税及び都民税（事務所・事業所分）納税証明書 ※非課税の方は非課税証明書 ※左のページの納期対応表に記載する納期が確認できるもの
(4)	法人 ◆直近の法人税確定申告書（別表1のみ）・決算書（決算報告書のみ）のコピー ※税務署の受付印のあるもの（電子申告の場合は「メール詳細」を添付）
	個人 ◆直近の所得税確定申告書（第1表のみ）・青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表のみ）または収支内訳書（1枚目のみ）のコピー ※税務署の受付印のあるもの（電子申告の場合は「メール詳細」を添付） ※個人番号部分にマスキング処理（黒く塗りつぶす等）を施した状態で提出してください。
(5)	法人 ◆履歴事項全部証明書のコピー ※発行後3か月以内のものに限る。
	個人 ◆個人事業の開業・廃業等届出書のコピー（「これから創業」の場合を除く。）
(6)	◆商店街加入証明書（所定様式）【「商店街出店者優遇」利用の場合のみ】 ※上記により難しい場合は、直近の商店会費の領収書等の写し ※領収書等は、申請日の属する月または前月分まで有効

特別融資	
(1)	以下のいずれかに該当するもの ◆ICT・コンテンツ事業者支援資金事業計画書（所定様式） ◆ライフサポート事業支援資金事業計画書（所定様式） ◆事業活性化計画書（所定様式）
(2)	◆ICT・コンテンツ関連業であることの確認書類 ※「ICT・コンテンツ事業者支援資金（小口含む）」利用の場合のみ
(3)	◆所得税または法人税の確定申告書・決算書 ※税務署の受付印のある過去3期分の控え（過去2期分については、相談後にお返しします。）
(4)	法人 ◆決算期から直近月までの月別試算表 ※決算後6ヶ月以上経過している場合（相談後にお返しします。）

創業支援資金	
(1)	◆創業計画書（所定様式）

災害特別資金・経営安定支援資金	
(1)	◆官公庁の発行する罹災証明書のコピー ※「災害特別資金」利用の場合のみ
(2)	◆区市町村長の認定書のコピー ※「経営安定支援資金」利用の場合のみ ※セーフティネット保証（1号～8号）に係る認定のものに限る。 ※有効期限内のものに限る。



## 10. 取扱金融機関一覧

◆ 「中野区産業経済融資」の取扱金融機関は、下表のとおりです。

金融機関名	店名	電話番号	金融機関名	店名	電話番号
みずほ銀行	高田馬場支店	エンゲージメント オフィス 6631-9555	西京信用金庫	東中野支店	3369-6151
	沼袋支店			富士見台支店	3990-1161
	鷺宮支店			西新宿支店	3374-4300
	中野坂上支店			沼袋支店	3387-8171
	高円寺支店			野方支店	3338-6111
	練馬富士見台支店			鷺宮支店	3339-2221
	中野北口支店		本店	3384-3775	
	中野支店		鷺宮支店	3330-2321	
三菱 UFJ 銀行	中野駅南口支店	3383-0178	西武信用金庫	本町通支店	3362-1231
	中野駅前支店	3383-0178		中野北口支店	3387-5161
三井住友銀行	中野支店	中野杉並エリア 3389-4511		薬師駅前支店	3386-2181
	下井草支店			阿佐ヶ谷支店	3337-3221
	中野坂上支店			東中野支店	3368-0171
りそな銀行	中野支店	3381-7266		新江古田支店	5988-5651
	新都心営業部	5323-3351		幡ヶ谷支店	3376-3321
きらぼし銀行	中野支店	3383-0711		下井草支店	3394-2311
	笹塚支店	3376-6211	城南信用金庫	中野支店	3381-7136
	高円寺支店	3312-8301		高円寺支店	3330-3211
	幡ヶ谷支店	3379-2411	東京信用金庫	中井駅前支店	3361-4185
東日本銀行	中野支店	3351-6101		中野坂上支店	3363-6121
興産信用金庫	中野支店	3387-5151		下井草支店	3396-7351
さわやか信用金庫	新宿西支店	3376-9111	東長崎支店	3952-3151	
東京シティ信用金庫	野方支店	3330-6211	城北信用金庫	落合支店	3954-1151
	中野支店	3372-5421	巣鴨信用金庫	江古田支店	3951-1121
芝信用金庫	沼袋支店	3389-2411		中野支店	3319-2411
東京東信用金庫	江古田支店	3952-1236	全東栄信用組合	渋谷本町支店	3372-5411
東京三協信用金庫	鷺宮支店	3999-2011	東浴信用組合	本店	5687-2640
	西落合支店	5996-2711	東京厚生信用組合	本店	3342-2411
西京信用金庫	中野支店	3383-2511	大東京信用組合	高円寺支店	3318-1111
	阿佐谷支店	3312-8111		堀ノ内支店	3311-1141
	南中野支店	3381-8176		富士見台支店	3999-7163
			第一勸業信用組合	中野新橋支店	3372-2121



## 11. その他の経営支援

### マル経融資に対する利子補給

株式会社日本政策金融公庫が実施する「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」の融資を受けた小規模事業者に対して、支払った利子の一部を補助します。

利 用 要 件：以下の要件を満たしている方

- (1) マル経融資を受け、利子の支払いを行っていること
- (2) ア 法人の場合：本店の所在地または主たる事業所が区内にあること  
イ 個人事業者の場合：住民登録または主たる事業所が区内にあること

補 助 率：支払った利子の50% ※令和3年度～令和6年度においては、**全額を補助**します。

利子補給期間：初回の利子支払日の属する月から起算して36か月

- 申 請 手 続 き：① 申請書類を中野区区民部産業振興課産業係まで郵送または窓口（区役所9階16番）にご持参ください。  
申請書類につきましては、中野区ホームページよりダウンロードしてください。  
※申請受付期間は、4月1日～12月28日（必着）です。
- ② ご提出された申請書類を審査し、3月中旬ごろに交付または不交付の通知をします。
  - ③ 3月下旬ごろに、指定された口座に利子補給金を振込みます。

お 問 合 せ 先：〒164-8501（住所不要）  
中野区区民部産業振興課産業係（電話：3228-5518）

### ビジネスフェア出展補助

ビジネスフェアに出展した中小企業者に対し、出展料の一部を補助します。

- 利 用 要 件：ア 法人の場合：本店の所在地が区内にあること  
イ 個人事業者の場合：主たる事業所が区内にあること

補助対象事業：国、東京都等の地方公共団体又は一般社団法人等が主催・後援する国内で行うフェア、見本市、展示会等  
※当該年度に開催されたものが対象です。

補助対象経費：補助対象事業に係る出展料

- 補 助 率：ア 1/2（限度額：60,000円）  
イ 3/4（限度額：90,000円）  
※ ICT・コンテンツ関連産業またはライフサポート関連事業の事業者のみが対象です。

- 申 請 手 続 き：① 申請書類を中野区区民部産業振興課産業係まで郵送または窓口（区役所9階16番）にご持参ください。  
申請書類につきましては、中野区ホームページよりダウンロードしてください。
- ② ご提出された申請書類を審査し、交付または不交付の通知をします。
  - ③ 指定された口座に利子補給金を振込みます。

お 問 合 せ 先：〒164-8501（住所不要）  
中野区区民部産業振興課産業係（電話：3228-5518）

## セーフティネット保証の認定

取引先企業等の倒産、災害等の突発的事由、取引先金融機関の破綻等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者について、資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が保証限度額の別枠化を行う国の保証制度です。

制度の詳細については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

([https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm))

利用要件：区市町村長の認定を受けること

※認定の申請先は、次のとおりです。

ア 法人の場合：登記上の住所または事業実態のある事業所の所在地の区市町村

イ 個人事業者の場合：事業実態のある事業所の所在地の区市町村

申請手続き：①中野区産業振興センター 2階融資受付窓口にて認定審査の事前予約を行ってください。

事前予約は、お電話（3380-6947）か直接窓口にて行ってください。

なお、事前予約の際に、認定要件の確認と申請書類の案内を行います。

②ご予約日までに申請書類をご準備ください。

申請書類の一部につきましては、中野区ホームページよりダウンロードしてください。

③ご予約の日時になりましたら、申請書類をご持参のうえ、中野区産業振興センター 2階（相談室）にて認定審査を受けてください。

④認定審査を行った日から2・3営業日後を目安に、**郵送**にて、認定書を交付します。

⑤交付された認定書を金融機関または信用保証協会へご持参ください。

備考：◆上記申請手続きは、一部の**金融機関**による代行申請も可能です。

ただし、金融機関による代行申請の場合は、申込書類に加えて**委任状**と**本人確認書類**が必要となります。

※代行申請が可能である金融機関については、中野区ホームページにてご確認ください。

◆セーフティネット保証**5号**については、**金融機関による代行申請の場合に限り**、郵送申請が可能です。

※金融機関による代行申請の場合、上記の申請手続き③の認定審査は省略となります。

## 商工相談

中野区産業振興センター 2階（相談室）にて、経営全般・創業全般に関する相談（事前予約制）を、中小企業診断士が無料でお受けいたします。

利用要件：ア 区内に主たる事業所がある中小企業者

イ 区内で創業を予定している方

相談日時：平日（12月29日～1月3日を除く。）の9時10分～正午・13時～17時で、50分程度

申込手続き：お電話（3380-6947）か中野区産業振興センター 2階融資受付窓口にてお申込みください

## どこでも出張相談

経営全般に関する相談を対象とした、中小企業診断士による事前予約制の出張相談です。

利用要件：中野区内に主たる事業所がある中小企業者

相談日時：平日の希望する日（12月29日～1月3日を除く。）の9時～21時の間で、2時間程度

申込手続き：NPO 法人中野中小企業診断士会へメール、または、同会のホームページ中の受付フォームよりお申込みください。



e-mail : [dokodemo@nakanoku-shindanshikai.com](mailto:dokodemo@nakanoku-shindanshikai.com)

ホームページ : <https://nakanoku-shindanshikai.com>

なお、お申込みにあたっては、事業所名・代表者氏名・連絡先・主たる事業所の所在地・業種・事業の具体的な内容・具体的な相談内容・相談希望場所・相談希望日を記載してください。